

四国電力株式会社伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（3号原子炉施設の変更）の概要について

(1) 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 四国電力株式会社
住 所 高松市丸の内2番5号
代表者の氏名 取締役社長 社長執行役員 長井 啓介

(2) 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地
名 称 伊方発電所
所 在 地 愛媛県西宇和郡伊方町

(3) 変更の内容

昭和47年11月29日付け47原第10921号をもって設置許可を受け、これまで設置変更許可等を受けた伊方発電所の原子炉設置変更許可申請書の記載事項中、次の事項の記述の一部を変更する。

五 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備

(4) 変更の理由

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈の改正に伴い、3号炉における震源を特定せず策定する地震動のうち「全国共通に考慮すべき地震動」について、震源近傍の多数の地震動記録に基づいて策定した地震基盤相当面における標準的な応答スペクトルを考慮した基準地震動を追加する。